

○南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第26号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この条例は、南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び個人情報保護制度における審査請求があったときは、当該審査請求について調査審議するため、南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、当該審査請求に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、第2条第2項の規定により審査会が廃止されるまでとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、最初に行われる会議は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(準用)

第8条 審査会の調査審議等の手續に関する事項については、下田市情報公開・個人情報

保護審査会条例（令和4年下田市条例第24号）の例による。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第10条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（南伊豆地域清掃施設組合特別職の職員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 南伊豆地域清掃施設組合特別職の職員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第11号）の一部を次のように改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

（5）情報公開・個人情報保護審査会の委員 日額6,000円

第2条第2項中「前項」の次に「（第5号を除く。）」を加える。